

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省医政局長

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の施行について（通知）

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第百号）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準を定める件の一部を改正する件（平成17年厚生労働省告示第二百四十八号）が平成17年6月1日に公布され、同日より施行されることとなった。これらの改正の趣旨及び要点は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、管下衛生検査所に周知方お願いする。

なお、このたびの臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準の一部改正に当たっては、放射線障害防止の技術的基準に関して、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第六条の規定に基づき放射線審議会に諮問し、妥当である旨の答申を得ていることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第69号）の施行に伴い、以下のとおり放射性同位元素等の範囲等を変更するとともに、規定の整備等を行ったものであること。

- ・ 放射性同位元素の核種ごとの規制下限値の取り入れ
放射線審議会の「規制免除について」（国際基本安全基準における規

制免除レベルの国内法令への取り入れ検討結果) (平成14年10月) を踏まえ、国際原子力機関 (IAEA) が1996年に国際放射線防護委員会 (ICRP) の1990年勧告に基づき国連の食糧農業機関 (FAO)、国際労働機構 (ILO)、経済協力開発機構の原子力機関 (OECD/NEA)、全米保健機関 (PAHO) 及び世界保健機構 (WHO) と共同して刊行した「電離放射線に対する防護及び放射線源の安全のための国際基本安全基準」(以下「BSS」という。) 及びBSSに示されていない核種については1999年に英国放射線防護庁 (NRPB) が取りまとめた報告書 (NRPB-R306) を基に、科学的見地から提唱された放射性同位元素の核種ごとの規制下限値の国際標準について、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準を導入するために、規定の整備を行ったものであること。

第二 改正の要点

- 1 放射性同位元素の定義に関する事項 (改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則 (以下「新規則」という。) 第十二条第五号関係)

今回の改正により、新規則第十二条第五号に規定する放射性同位元素について、新規則別表第三に定める数量 (以下「下限数量」という。) 及び濃度に基づく定義に改めることとしたところであるが、この改正は、改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則 (以下「旧規則」という。) 別表第三に掲げる4区分ごとの数量及び濃度に基づく従前の放射性同位元素の定義を、今般国際標準として定められた下限数量に基づく定義に改めるものであり、放射線を放出する同位元素の核種及び化学形等の差異による性質の違いに着目した定義とするものであること。

- 2 検体検査用放射性同位元素の使用室の構造設備に関する基準 (改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第五号の規定に基づく検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準 (以下「新告示」という。) 第一の一の1関係)

今回の改正により、新告示第一の一の1に規定する検体検査用放射性同位元素の使用室における耐火構造設備等に係る構造設備の基準を、当該検体検査用放射性同位元素の使用室において使用する検体検査用放射性同位元素の数量に関わらず一律に適用することとしたところであるが、この改正は、新規則により放射性同位元素の定義が改められたことに伴い、規則の対象とはならない数量及び濃度について、核種ごとに明らか

になったことから、改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第五号の規定に基づく検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（以下「旧告示」という。）第一の一の1ただし書きに規定する耐火構造設備等に係る構造設備の基準の適用の除外を設ける必要性がなくなったことによるものである。

3 廃棄施設の構造設備に関する基準（新告示第一の四の3関係）

今回の改正により、新告示第一の四の3に規定する廃棄施設における排気設備に係る構造設備の基準を、当該廃棄施設において使用する放射性同位元素の数量に関わらず一律に適用することとしたところであるが、この改正は、新規則により放射性同位元素の定義が改められたことに伴い、規制の対象とはならない数量及び濃度について、核種ごとに明らかになったことから、旧告示第一の四の3ただし書きに規定する排気設備に係る構造設備の基準の適用の除外を設ける必要性がなくなったことによるものであること。

なお、新告示第一の四の3ただし書きに規定する「作業の性質上排気設備を設けることが著しく困難である場合」とは、微量物質の秤量を行う際に、室内の空気の動きや排風機のモーター等による微振動の影響が無視できない場合等、排気設備があることでその作業を行うことが著しく困難な場合をいうものであり、当該規定はその作業を行う室に限定して適用を受けるものであること。